

# 感染防止安全計画（以下「安全計画」）について

(令和 5 年 3 月 13 日以降)

- 「参加者が事前に把握できない場合」とは  
祭り等、チケット販売等の事前申込がないイベント
- 「収容定員が設定されない場合」とは  
野外ライブ等、座席等により収容定員が把握できないイベント

- 「人と人が触れ合わない程度の間隔」とは  
概ね 1m未満が目安  
→ただし、イベントの内容により必要な距離が異なるため、個別に判断すること  
例：コンサート：振り返った時にぶつからない距離=30cm程度  
体操教室等、参加型スポーツ：両腕を伸ばした時に触れ合わない距離=50cm～1m程度

項目	内容	
(1) 策定の対象	参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催するイベント主催者等（※） （※） 以下の場で開催したい時、原則、安全計画の対象とする ・参加者を事前に把握できない場合：イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、 ・収容定員が設定されない場合：人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、	
(2) 記載内容	<b>1. 開催概要</b>	
	<b>2. 具体的な対策（①-⑦）</b> ※具体的な対策例は、別添「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その10）」（令和5年2月10日事務連絡）を参照	
	1. イベント参加者の感染対策	
	(1) 感染経路に応じた感染対策	
	① 飛沫感染対策	・イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保
	② エアロゾル感染対策	・機械換気による常時換気又は窓開け換気 ・イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】
	③ 接触感染対策	・イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 ・イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】
	(2) その他の感染対策	
	④ 飲食時の感染対策	・前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知
	⑤ イベント前の感染対策	・発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ
	2. 出演者やスタッフの感染対策	
	⑥ 出演者やスタッフの感染対策	・出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 ・舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施
	<b>3. 対象者全員検査の実施に関する実施計画（該当する場合のみ記載）</b>	
	※緊急事態措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載 ※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」（令和4年1月7日付け事務連絡）等を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェック。 ・「検査結果」のいずれも対象としている ・実施を予定している検査の内容について具体的に記載（記載欄あり） ・「検査結果」の確認方法について具体的に記載（記載欄あり） ・抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している ・その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している	
<b>4. 専門家との調整状況（専門家の事前確認を受けた場合に記載）</b>		
(3) 添付書類	・内閣官房HPに掲載のある業種別ガイドライン（該当するガイドラインがない場合は不要） ・開催要領等（イベントの概要や会場図等イベントの詳細がわかるもの） ・参加者見込・他県からの参加者見込に関する資料 ・感染防止策に関する資料（安全計画に策定した感染防止策が記載されているマニュアル等）	
(4) イベント結果報告書（様式3）	イベント主催者は、イベント終了後1ヶ月以内を目途にイベント結果報告書（様式3）を県へ提出	
(5) 安全計画の提出先	ア 提出先：長野県危機管理部消防課新型コロナウイルス感染症対策室 <詳しい提出方法はこちら> 県HP： <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html</a> イ 提出方法：郵送、FAX、Emailのいずれか（安全計画は開催2週間前を目途に提出すること）。 ウ 安全計画の内容確認：安全計画提出後、1週間を目途に県より内容を確認の上、連絡をする。	
(6) 留意点	ア 提出後に計画が変更になった場合は、変更した計画書を速やかに提出すること。 イ 一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出することが可能。 ウ 令和5年3月13日以降に開催するイベントを対象とする。	